

# 高額療養費貸付制度を条例化

## 第二回定例会

### 議会だより

六月は、第二回定例会と第一回臨時会が開かれまし  
た。定例会は、付議された議  
件が十五件と議員提案が一  
件の計十六件  
臨時会が議件二件です。  
◎ 定例会(六月十日~十七日)  
専決処分(六月十日)の承認  
について(五件)  
一、上越新幹線建設事業特別会計  
補正予算(第三号)は才入才出共  
一九七千円を増額し、総額を四八  
七千九百円とするものです。  
才入は、鉄道建設公団より事業  
費として入ってくるものであり、  
公団の審査が必ずあるという性  
質から承認されました。  
二、昭和五十三年度月潟村一般  
計補正予算(第九号)は、地方債  
の借入先の変更によるものです。  
民間の金融機関(借入利率が高  
く支払期間が短い)から、国(利  
子が安く支払期間が長い)に変更  
したもので承認されました。  
三、昭和五十三年度月潟村一般  
計補正予算は才入才出共九八五千  
円を増額し、総額を五七一九三四  
千円としたものです。  
これは、県より産業育成資金と  
して予託されたものと合せて村よ  
り持出し分であり、毎年三月三  
日に才入処置するもので、承認さ  
れました。

四、村税条例の改正については、  
地方税法の改正に伴って、村税  
条例も改正したもので承認されま  
した。  
五、国民健康保険条例の改正に  
ついては前記の理由と同じであり  
承認されました。  
議決案作(十一件)  
一、新潟県町村人等事務組合を組  
織する地方公共団体の数の減少お  
よび現約の変更については、三組  
合が減少し一組合が名称を変更す  
るもので原案通り可決されました。  
二、月潟村国民健康保険条例の一  
部を改正することについては、助  
産費の支給について各種の社会保  
険と重複しないようにするために  
明文化したものであり、原案通り  
可決されました。  
三、月潟村高額療養費貸付基金の  
設置管理及び運営に関する条例の  
制定については、原案通り可決さ  
れました。(詳細は別掲)  
四、月潟村中小企業近代化資金融資  
条例の制定については、原案通り  
可決されました。(詳細は別掲)  
五、月潟村災害弔慰金の支給及び  
災害援護資金の貸付に関する条例  
の一部を改正することについては  
原案の通り可決されました。  
六、月潟村特別土地保有税審議会  
条例の制定については、地方税法  
の改正に伴い、特別土地保有税  
(月潟村は該当者なし)を感課し  
減免する際に審議会に諮ることと  
なりました。

なつたもので原案通り可決されま  
した。  
七、教育委員会委員の任命につ  
いては、原案に同意されました。  
(間島吉治委員が七月九日に任期  
満了となりますので、大滑の瀬下  
富雄さんを選任するものです。)  
八、昭和五十三年度月潟村簡易水  
道特別会計補正予算(第一号)を  
定めることについては、才入才出  
共二五七千円を追加し総額を  
二二九千二百円にするものであり  
原案通り可決されました。  
才入は、前年度繰越金二五〇〇  
千円、水道使用料の増加見込七  
千円であり、支出は、水道施設の  
拡張事業認可設計委託料、二五  
〇〇千円、その他七千円です。  
九、昭和五十三年度月潟村一般  
計補正予算(第二号)を定めるこ  
とについては、才入才出共二二九  
千九百円を追加し、総額を五九五  
八千九百円とするもので、原案通  
り可決されました。  
才入は、村税が一七四十四千円、  
地方交付税一八二〇千円、国庫  
支出金八三十一千円、繰入金(高  
額療養費貸付金が翌年三月三十一  
日戻し入れるもの)二〇〇千円、  
前年度繰越金二四六千五百円、諸  
収入(中小企業近代化資金の元利を  
翌年三月三十一日に戻し入れる)  
五〇九千三百円、その他六千円です。  
才出は、前記才入にもありまし  
た高額療養費貸付基金二〇〇千円  
中小企業近代化資金五〇〇千円  
白根衛生センター組合負担金の増  
として五六千四百円、国庫への還  
付金二八千七百円、村道整備事業費  
一七〇千円、国土調査測量委託

他三三六千円、小学校前道路の舗  
装その他二〇五七千円、モデル  
事業で臨時職員賃金を含む八二  
千円、児童遊園の整地費及び遊具  
費が五〇〇千円、保育園備品を  
含む備品類が九四〇千円、公民館  
らと運動で四〇三千円、その他  
三五八千円であります。  
十、昭和五十三年産米の政府買入  
価格に関する要望決議については、  
議員より議案があり、原案通り採  
択され、農林、大蔵、経済企画の  
各省庁を始めとして、関係機関  
へ決議書を送付することとなりま  
した。  
十一、月潟村簡易水道条例の一部  
を改正することについては、給水  
量の増大に伴い施設の拡大をする

## 月潟村商工会館起工 商工業振興の拠点に

月潟村商工会では、会の発展と  
ともに最近とくに手詰りなつた  
事務所の改善を図るため、かねた  
から「商工会館」の建設を計画さ  
れていきましたが、このほどの設  
計がまとまり、入札の結果、株式  
会社宮川組が落札、去る七月五日  
午前十時から建設用地(旧停車場  
車場西側)で起工式が行なわれま  
した。(写真)  
新しい「商工会館」は、鉄骨  
鉄板ぶき二階建三六二・六坪(一  
階一八四・六坪、二階一七三・五  
坪)で、事務室、相談室、記帳  
指導室、資料室があり、二階は大  
研修室、小研修室など有機的な  
部屋の配分となっています。



## 月潟村事務監査請求書 受理について公表

地方自治法第七十五条第一項の  
規定による、月潟村事務監査請求  
書が、昭和五十三年六月二十日付  
で月潟村監査委員に提出され、同  
日受理されました。  
よって、地方自治法施行令第九  
十九条により準用する同施行令第  
九十八条第一項の規定により、請  
求者の住所、氏名及び請求の要旨  
を公表します。  
月潟村監査委員 佐藤 徳松  
月潟村監査委員 藤村 義一

一、庁舎敷地にな  
っている公共用地  
が四十八年度水田  
債によって購入さ  
れたが、首長の交  
代によって契約が  
破棄された直後  
何故本契約が出来なかつたのかそ  
の経緯について  
二、最近地権者に対して遡って本  
契約をしてほしいと交渉されてい  
るといふが真実かどうか。  
三、土地収用法の適用を受けるに  
は議会の議決は勿論地権者との契  
約が必要と思われるが正規の手続  
を済ませているのかどうか調査公  
表されたい。  
四、土地収用法の適用は免税の必  
要な書類が整備されない場合は収  
用法が白紙となり納税義務が生ず  
るのではないか。  
五、若し納税義務が生じた時は誰  
が負担するのか。



熱心に受講される主婦

去る七月四日、  
キッチンカー「や  
ひこ号」が来村、  
大別当地区と西地  
区で食生活改善委  
員のみなさんによ  
る食事指導が実施  
されました。  
近年、インスタ  
ント食品、冷凍食  
品の普及や、レジ  
ャーを兼ねた外食  
など食生活も大き  
く変化してきました。  
そこで、この一助になり、しか  
もバランスのとれたおかず作りで  
健康増進に一役を……と持たれた  
指導会ですが、最近では各種検診  
と並んで重要視されてきました。  
年一回巡回する栄養指導車(キ  
ッチンカー)は、食生活改善委員  
の方々による公開食事指導の場  
でもあります。今年も推進活動二十  
周年にあつていろいろと研究され  
た献立でした。  
会場は西公民館前と大別当白山  
神社境内でしたが、とくに大別当  
会場は総代さんのひと声があつた  
り、月潟から参加された人などで  
盛会だつたようです。  
大別当の委員、五十嵐さんは、  
「アノネ、キッチンカーの反響で  
すけど」さっそく作って食べてい  
るで!!安上りで応用できてサ、又

## キッチンカー「食生活指導会」 健康づくりにひと役

「忘れないうちにと婦人会長さん  
に話したらさっそく部落の人を35  
人も集めて下さいました。夜八時  
からやりました。私達の間  
れない話を一生懸命に聞いて下さ  
って、会長さんも「又こんな機会  
をつくって下さい。」とはげま  
されました……」  
月潟地区の参加された方  
「どうしてオレ達の会場でもやら  
んノ、こんげにおいしいのにさ  
!!」「もつと量をいっぱい作って  
ネ、試食できなかつたもん……」  
等々……  
食生活改善委員の方の仕事はこ  
んなことで地味ですが、やりがい  
があると言っておられました。  
もちろん住民の皆さんの理解が  
最も大切ですが……近いう  
ちに各地域で伝達講習会が開催さ  
れます。ぜひ参加してください。

## 請求者住所 氏名

西蒲原郡月潟村大字釣寄新八五番  
地 高野 平之丞

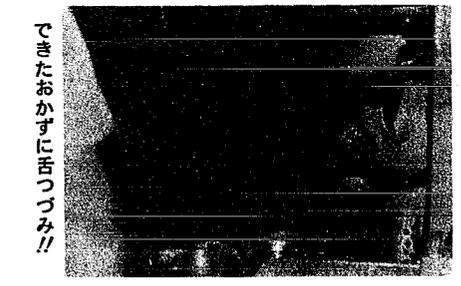
### 要旨(以下原文の通り)

一、国保税について  
昭和五十一年度の本村国保税  
が運営審議会及び議会の理解ある  
措置によって所得割四五%、資産  
割一〇%、均等割三〇%、平等割  
一五%にすぎたことと予算議決  
をされたが実際の賦課は従来通り  
となつており、つまり  
村長は予算議決に基づいて条例の  
改正を行うべきであるのに八月四  
日の臨時会で予算と異なる条例を  
専決処分したと報告されたと言  
うがその経緯について

二、国保税条例の改正等は専決す  
べきでないという原則があると聞  
いているが、何故この様な措置を  
されたのかその理由について  
三、税の賦課は厳正でなければなら  
ぬと思ふが若し誤つた賦  
課があるとするは、納税意欲に不  
信の念が増大すると懸念されるが  
どうか。  
四、本年の国保会計が固定資産割  
の計算誤謬を含めると一七〇万円  
の歳入不足になると聞いています  
どの様に対処されているか。  
五、この様な賦課は違法と思われ  
るかどうか。

六、昭和五十一年  
度は既に決算認定  
済みであるが結論  
が出ていないと言  
うその経緯につ  
いて調査公表され  
たい。  
三、公共用地  
について  
一、庁舎敷地にな  
っている公共用地  
が四十八年度水田  
債によって購入さ  
れたが、首長の交  
代によって契約が  
破棄された直後  
何故本契約が出来なかつたのかそ  
の経緯について  
二、最近地権者に対して遡って本  
契約をしてほしいと交渉されてい  
るといふが真実かどうか。  
三、土地収用法の適用を受けるに  
は議会の議決は勿論地権者との契  
約が必要と思われるが正規の手続  
を済ませているのかどうか調査公  
表されたい。  
四、土地収用法の適用は免税の必  
要な書類が整備されない場合は収  
用法が白紙となり納税義務が生ず  
るのではないか。  
五、若し納税義務が生じた時は誰  
が負担するのか。

以上三点について公平なる立場  
で調査をされ、私共の納得出来る  
回答を期待するものであります。



できたおかずは舌つづみ!!